

# 第4次守山市地球温暖化対策実行計画

〈事務事業編〉

令和2年4月

守 山 市

## 目 次

page

第1章 計画策定の背景	
1 地球温暖化問題と国内外の取組	1
2 前計画の評価	4
第2章 基本的事項	
1 計画策定の目的	5
2 計画の位置付け	5
3 計画の対象範囲	5
4 計画期間	6
第3章 本市の現状と目標	
1 対象とする温室効果ガス	7
2 本市の現状	8
3 温室効果ガスの排出削減目標	9
第4章 取り組み内容	
1 取組の基本方針	11
2 具体的な取組内容	11
第5章 推進・公表	
1 推進体制	13
2 推進方法	14
3 職員に対する研修	14
4 公表	14
資料編	15
守山市地球温暖化対策推進本部設置要綱	

# 第1章 計画策定の背景

## 1 地球温暖化問題と国内外の取組

### (1) 地球温暖化問題の概要

近年、電気やガスをはじめとするエネルギーの消費量が増大し、大気中に含まれる温室効果ガスの濃度が高まっています。これに伴い地上から放出される遠赤外線が温室効果ガスとして吸収されることによって、地球全体の平均気温が上昇する現象が「地球温暖化」です。温室効果ガスのうち、特に化石燃料の燃焼により大量に排出される二酸化炭素は、地球温暖化の最も大きな原因になっているとともに、二酸化炭素を吸収する森林の減少も地球温暖化に拍車をかけています。

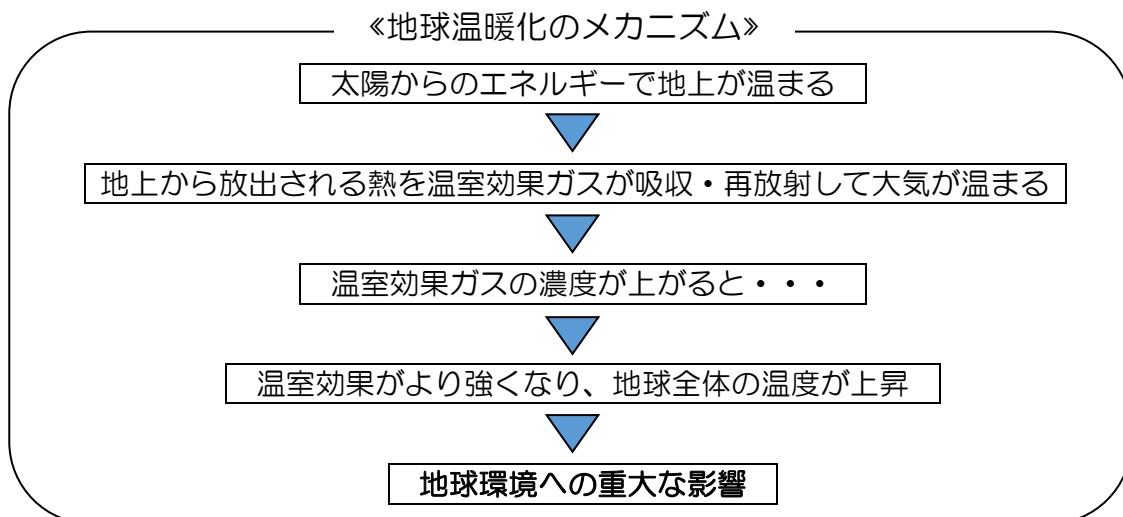
このような気温の上昇に伴う地球規模の影響としては、

- ① 海面水位の上昇に伴う陸地の減少
- ② 生態系への影響に伴う生物多様性の損失
- ③ 干ばつや豪雨など異常気象の増加
- ④ 農作物や水資源への影響に伴う食糧難
- ⑤ マラリアなど熱帯性の感染症が発生する範囲の増大 など

日本における具体的な影響としては、

- ① 熱帯夜や猛暑日の増加に伴う熱中症患者の増加
- ② 大規模な台風の襲来や局地的な大雨・洪水など異常気象の頻発
- ③ 農作物の生産地域の変化や生育にかかる悪影響
- ④ 四季のバランスの崩壊 など

が挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。



## (2) 国内の取組

1997年、京都で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において、先進国の温室効果ガスの排出削減に関する法的な枠組み等を定めた京都議定書が採択されました。これに伴い、我が国における地球温暖化対策を促進するための枠組みとして、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」が制定されました。この温対法は、地球温暖化防止を目的とする世界最初の法律であり、これによって地方公共団体は温室効果ガスの排出削減のための計画を策定することが定められました。

2016年には、地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で26.0%減にすることが掲げられました。この計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として地方公共団体実行計画を策定・実施するよう求められています。

### 【参考】

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 （略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 （略）

### (3) 滋賀県の取組

滋賀県では、平成8年3月に滋賀県環境基本条例を制定し、同条例第12条に基づき翌年9月に滋賀県環境総合計画を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、法令や社会情勢の変化を踏まえながら見直しを行い、平成31年3月には「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目標とした第五次滋賀県環境総合基本計画を策定しました。当計画は、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を活用し、環境を基盤とした持続可能な社会の実現に向けて取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政の基本計画として、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示しています。

また、温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷を低減し、持続可能な社会づくりに寄与するため、具体的な行動や推進体制等を定めた「環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）」を策定し、省エネルギー・省資源等の取組を実施しています。

### (4) 本市の取組

守山市では、環境配慮のための行動を率先して行い、市民や事業者へ自主的な取り組みを促進することを目的として、温対法第21条に基づき、「守山市地球温暖化対策実行計画（第1次：平成14～18年度/第2次：平成20～24年度/第3次：平成26～令和元年度）」を策定し、地球温暖化対策および温室効果ガスの削減に取り組んできました。

第1次計画では、5年間の計画期間で温室効果ガス排出量を基準年度比－7%削減という目標を立てましたが、各年度ではそれぞれ削減したものの、目標達成には至りませんでした。

第2次計画では第1次計画の結果を踏まえ、5年間の計画期間で基準年度比－3%削減という目標を立て、その目標を達成することができました。

そして、第3次計画（前計画）では、6年間の計画期間で基準年度比－1%削減を目標とし、5年目（平成30年度）の終了時点においては、－8.1%の削減を達成しています。

一方で、本市においては今後も人口が増加する見込みであり、それに伴い市役所等の事務・事業量も増加していく中、排出する温室効果ガスの量が増加すると予想されます。そこで、本計画ではこれまでの課題を踏まえて、更なる温室効果ガスの削減に向け鋭意取り組むべく、その指針となる基本的事項を定めます。

## 2 前計画の評価

前計画では、平成 24 年度を基準年度とし、平成 26 年度から令和元年度までの 6 年間で、基準年度比 -1% 削減を目標として取り組みました。平成 30 年度までの達成状況は次のとおりです。

第 3 次計画の温室効果ガス排出量（指定管理施設分除く。）

項目	平成24年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	14,675	14,701	14,812	15,020	14,849	13,474
増減率 (%)	基準年	0.1	0.9	2.3	1.1	△8.1

（「かんたん算定シート（Ver.3.0）」による算定）※調整後排出係数使用

計画を開始した平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間は微増となりましたが、平成 30 年度には目標を大きく上回る 8.1% の削減を達成しました。これは、全庁的に省エネ・節電が定着し、電気使用量が減少したことに加え、温室効果ガス排出量の算定時に使用する排出係数が大幅に低減した影響と考えられます。

「排出係数」とは、温室効果ガスの排出量を算定する際に用いる係数のこと。電力の排出係数は電力会社によって異なり、毎年一回環境省ホームページにおいて公表されます。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、電気やガソリン、ガスなどの使用量に排出係数を掛けて算出します。

この排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 43 号）で定められています。

【参考】 関西電力㈱各年度実排出係数 / 調整後排出係数 （単位：t-CO<sub>2</sub>/kWh）

平成 24 年度・・・0.000450 / 0.000414

平成 26 年度・・・0.000522 / 0.000516

平成 27 年度・・・0.000531 / 0.000523

平成 28 年度・・・0.000509 / 0.000496

平成 29 年度・・・0.000519 / 0.000493

平成 30 年度・・・0.000435 / 0.000418

## 第2章 基本的事項

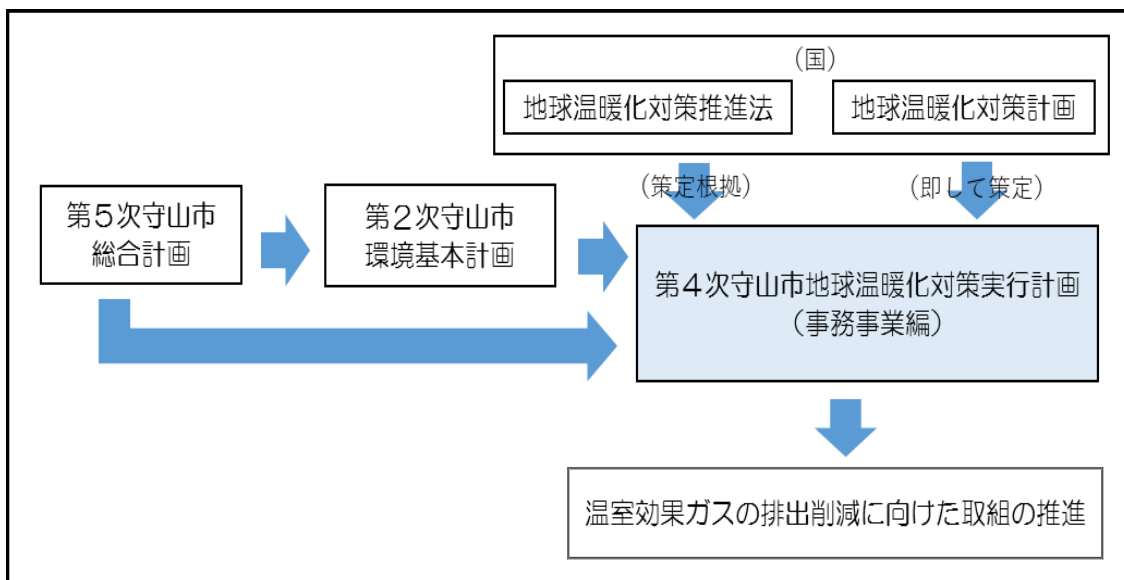
### 1 計画策定の目的

本計画は、守山市が実施している事務・事業に関して、温室効果ガスの排出量削減を目指し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等へ向けた長期的かつ継続的な取組を実施するとともに、市が模範となり市民・事業者の環境保全に向けた自主的な取組を促進する目的として策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づき策定します。

また、守山市のまちづくりの総合的な計画である「第5次守山市総合計画」および環境保全の取組を推進するための計画である「第2次守山市環境基本計画」との整合を図ります。



『第4次守山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）』の位置付け

### 3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、守山市役所が行う全ての事務・事業とします。

なお、指定管理施設および委託事業等については、前計画と同様に対象範囲外としますが、受託者等に対し本計画の主旨に沿った取組を実施するよう要請します。

《対象となる施設一覧》

行政関係施設	市役所本庁（東棟、西棟、南棟含む。）、公文書館、福祉保健センター、環境センター、各会館、上下水道施設
教育関係施設	守山小学校、物部小学校、吉身小学校、立入が丘小学校、小津小学校、玉津小学校、河西小学校、速野小学校、中洲小学校、守山中学校、守山南中学校、守山北中学校、明富中学校、図書館、生涯学習・教育支援センター、埋蔵文化財センター
子育て関係施設	守山保育園、浮気保育園、守山幼稚園、物部幼稚園、吉身幼稚園、立入が丘幼稚園、河西幼稚園、速野幼稚園、玉津こども園、小津こども園、中洲こども園

※指定管理施設は実行計画の対象外であるため、年度によって算定対象となる施設（母数）が異なることから、計画期間中の算定対象は一定ではありません。

#### 4 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況や技術の進歩、社会情勢の変化、環境センターの更新（令和3年度予定）、市役所本庁舎の施設更新（令和5年度予定）等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。



## 第3章 本市の現状と目標

### 1 対象とする温室効果ガス

第1次計画から第3次計画までの結果を受けて、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出割合が小さく地球温暖化への影響が微小であることから、本計画からは二酸化炭素のみを対象とします。

表1. <<温室効果ガス排出項目内訳 (単位：t-CO<sub>2</sub>) >>

項 目	各計画最終年度		
	第1次計画 (平成18年)	第2次計画 (平成24年)	第3次計画 (平成30年)
総排出量	13,155.2 (100%)	14,658.0 (100%)	13,474.0 (100%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	12,940.7 (98.3%)	14,396.0 (99.9%)	13,231.0 (98.1%)
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	213.9 (1.6%)	261.0 (0.0%)	242.0 (1.8%)
メタン (CH <sub>4</sub> )	0.5 (0.0%)	0.0 (0.0%)	0.0 (0.0%)
ハイドロフルオロカーボン (HFC) ※1	—	—	0.0 (0.0%)
パーフルオロカーボン (PFC), 六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> ), 三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> ) ※2	—		

- 第1次計画…本市独自システムによる算定
- 第2,3次計画…「かんたん算定シート (Ver.3.0)」による算定 ※調整後排出係数使用
- 四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

※1…「かんたん算定シート (Ver.3.0)」により算定可能のため第3次計画から追加

※2…排出源となる事務・事業の該当が無いため対象外

表2. 《温対法において規定する温室効果ガス》

温室効果ガス	本計画対象	用途・排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	○	化石燃料の消費、燃料の燃焼、土地利用の変化等
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	×	自動車の走行、窒素肥料の使用等
メタン (CH <sub>4</sub> )	×	廃棄物の埋め立て、稲作、家畜の腸内発酵等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	×	エアコン・冷蔵庫等の冷媒、建物の断熱材等
パーフルオロカーボン (PFC)	×	不活性液体等が使用されている冷媒製品等
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	×	電気の絶縁体等
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	×	半導体の製造プロセス等

## 2 本市の現状

基準年度（平成 30 年度）に排出された温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、13,231t-CO<sub>2</sub> であり、内訳は次のとおりです。この排出量を本計画の基準排出量とし、目標達成に向け取り組みます。

項 目		平成 30 年度		
		使用量	温室効果ガス 総排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	全体に占める 割合 (%)
燃 料	ガソリン	36,422.5 L	84.5	0.6
	灯油	187,401.0 L	466.6	3.5
	軽油	39,188.5 L	101.1	0.7
	A 重油	189,000.0 L	512.1	3.8
	液化石油ガス (LPG)	122,246.4 kg	366.7	2.7
他人から供給された電気の使用		14,689,754.2 Kwh	4,906.0	37.0
一般廃棄物の焼却		2,457.0 t	6,793.6	51.3
合計		—	13,231.0	100.0

- ・（「かんたん算定シート（Ver.3.0）」による算定）※調整後排出係数使用
- ・四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

上表より、電気の使用と一般廃棄物の焼却が CO<sub>2</sub> 排出源の約 9 割を占めていることから、電気使用量の削減とごみの減量化が効果的な取組として求められます。

### 3 温室効果ガスの排出削減目標

#### (1) 算定方法と排出係数

温室効果ガス排出量の算定については、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (Ver1.0)」(平成 29 年 3 月)に基づき、「かんたん算定シート (Ver.4.0)」によって行います。

なお、算定で使用する排出係数は、環境省より公表される「電気事業者別排出係数 (政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用)」の最新数値を用いるとともに、前計画まで用いていた調整後排出係数から実排出係数へ変更するものとします。

#### 「かんたん算定シート (Ver.4.0)」

事務事業編における「温室効果ガス総排出量」を算定するための環境省提供支援ツールのこと。前計画では「かんたん算定シート Ver.3.0」を用いていましたが、バージョンの更新に伴い、本計画では「かんたん算定シート Ver.4.0」による算定とします。

#### (2) 温室効果ガスの削減目標

本計画の最終年度である令和 6 年度までに、平成 30 年度を基準として 5% の削減を目標とします。

(「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準 (平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号)」に準拠。  $(\text{年平均 } 1\% \text{ 以上の低減}) \times 5 \text{ 年} = 5\%$ )

項目	基準年度 (平成 30 年度)	目標年度 (令和 6 年度)
温室効果ガス総排出量	11,997 t-CO <sub>2</sub>	11,397 t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	5%

※本計画における温室効果ガス排出量の算定では実排出係数を用いることなどから、7,8 頁における「平成 30 年度温室効果ガス (二酸化炭素) 総排出量」と上表では数値に差が生じています。

**【参考】**

**工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準**

(平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号)

I エネルギーの使用の合理化の基準 略

II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

事業者は、上記 I に掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）を管理し、その設置している工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を長期的にみて年平均 1 パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲で、1 及び 2 に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

以下 略

## 第4章 取り組み内容

### 1 取組の基本方針

本市では、節電・節燃料など、日常的な省エネ・省資源に向けた取組を積極的に推進し、全庁・全職員で率先して地球温暖化対策に取り組むことで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

なお、目標達成に向けて、率先して取り組むべき具体的な内容を以下に示します。

### 2 具体的な取組内容

#### (1) 日常業務に関する取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電に向けた取組を定着させます。

##### 〈電気・使用燃料への配慮〉

- ・庁内における電気機器類は、適正規模のものを選択するとともに、環境負荷の小さい製品を購入する。
- ・昼休みは、来庁者に支障のない範囲で消灯するとともに、時間外勤務をする場合は、部分消灯を実施する。また、執務時間中においても未使用部分の照明は消灯、間引き照明を実施する。
- ・電子機器類を長時間使用しない場合は、電源を切る。また、席を離れるなど短時間使用しない場合は、スタンバイ状態にする。
- ・冷暖房使用時の室温は、冷房時 28℃・暖房時 19℃を目安に適切な温度管理を行い、稼働は執務時間を目安に職員の退庁に合わせて行う。
- ・夏季期間中は、グリーンカーテンや遮光シート等によって効果的な遮光・遮熱を行い、室温の上昇を抑える。
- ・冬季期間中は、効果的な防寒対策（ウォームビズの推奨や高効率空調などによる暖気運転）を行い、室温の低下を抑える。
- ・夏季期間中は、公務職場における服装として品位を損なわない範囲内で「ノー上着・ノーネクタイ」の軽装に取り組む。

##### 〈公用車等の使用への配慮〉

- ・公用車を購入（リース）する際は、環境に優しい車両を優先的に購入する。
- ・出張時には、公共交通機関の利用に努める。
- ・近距離の外出には、可能な限り徒歩または公用自転車を利用する。
- ・毎月第2金曜日を「エコ通勤デー」とし、環境にやさしい通勤手段へ転換するきっかけとなるよう、職員の意識改善を図る。

##### 〈用紙類の使用への配慮〉

- コピー用紙への印刷は、原則として両面印刷とし、片面印刷やミスコピー等は、裏面の有効活用に努める。
- コピー用紙は、原則として古紙配合率の高い再生紙を購入する。
- 報告書、ポスター、チラシ等の印刷物は、外部発注するものも含め、再生紙の使用を原則とし、紙の塗工処理や発注部数は最小限とする。
- 事務書類の簡素化を徹底するとともに、庁内会議では配布資料のペーパーレス化に努める。

#### 〈廃棄についての配慮〉

- 市の方針に沿ったごみの分別を徹底して行い、省資源化に取り組む。
- 資源化可能な紙くすや付箋などの細かな紙類は、封筒にためて資源ごみに出すなど紙類の資源化を徹底する。
- 使用済み封筒、ファイル等は一度で廃棄せず、再使用する。
- シュレッダーの使用は秘匿文書のみとし、細断後のごみは資源ごみとして活用を図る。
- 不用品（使用可能なものに限る。）は、掲示板等にて引き取り手を探し、リユースに努める。

#### 〈その他〉

- 敷地内の植え込み等へ適切な維持管理を図り、緑化の推進に努める。
- 水道水の使用時には節水を心がけ、必要最低限の使用量とする。

### (2) グリーン購入の推進

グリーン購入法および環境配慮契約法に基づく取組を推進し、省資源化・省エネルギー化に努めます。

- エコマークやグリーンマークなどの環境マークが表示されている環境負荷の少ない製品を優先的に購入する。
- 備品等については、部品の交換修理が可能な製品や保守・修理サービス期間の長い製品等を購入する。
- 消耗品等については、詰め替え可能な製品を優先的に使用し、使い捨て製品の購入抑制に努める。

### (3) 施設整備等の更新

新たに施設を整備する際や現在保有している施設等を更新する際には、統合・集約化を図り、省エネルギー化に努めます。

- 建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電等の自然エネルギー、コージェネレーションシステムなど環境に優しい再生可能エネルギーの活用を検討する。
- LED照明、高効率エアコン、高性能断熱材などエネルギー消費効率の高い設備を可能な限り導入する。

## 第5章 推進・公表

### 1 推進体制

本計画を計画的かつ確実に推進するため、前計画から引き続き、「守山市地球温暖化対策推進本部」を設置し、全職員で目標達成に向け鋭意取り組みます。

各所属においては、「所属推進責任者」が中心となって取組状況の把握を行い、課員へ取組内容の周知を徹底するとともに、「所属推進員」が取組状況の取りまとめおよび温室効果ガス排出量の集計を行う体制を強化します。

「幹事会」においては、市全体の取組状況を評価し、必要に応じて上部組織である「本部会」へ各所属に取組の改善を要請し、計画の内容等の見直しを行います。

《守山市地球温暖化対策推進本部の構成と役割》

組 織	構 成	主な役割	
本部会	本部長：副市長 副本部長：教育長・ 総務部長 本部員：部長級職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「幹事会」の運営・管理</li> <li>■ 温室効果ガス排出量・取組状況の解析、各部への要請・目標修正等</li> </ul>	
幹事会	総括者：総務部長 副総括者：総務次長 幹事：次長級職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 評価結果の検討、計画の見直し等についての協議・調整</li> </ul>	
実行組織	所属推進責任者	所属長	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各所属における計画の取組状況の把握</li> <li>■ 職員への取組内容の周知徹底</li> </ul>
	所属推進員	所属推進責任者から推薦された職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取組状況の取りまとめ</li> <li>■ 温室効果ガス排出量調査の実施</li> </ul>
	全職員		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 目標達成に向けた取組の積極的な実施</li> </ul>

## 2 推進方法

この計画は、環境マネジメントシステムよりISO14001 の手法を活用し、PDCAサイクルを基本とした『計画(P L A N)』→『実行(D O)』→『評価(C H E C K)』→『改善 (A C T I O N)』により、継続的かつ効果的な推進を図ります。

### 「環境マネジメント」

組織や事業者が、自らの運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、達成に向け取り組んでいくこと。このための工場や事業内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。

### 「ISO14001」

環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格のこと。ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれています。

出典：環境省ホームページ

## 3 職員に対する研修

地球温暖化等の環境保全に関する職員の意識向上を図るために、シンポジウム、講演会等への積極的な参加促進と情報提供に努めるとともに、必要に応じて研修を実施するものとします。

## 4 公表

温対法第21条第10項(※2頁参照)に基づき、毎年一回、本計画の進捗状況を「広報もりやま」、市ホームページ等によって公表するものとします。



# 資 料 編

○守山市地球温暖化対策推進本部設置要綱

平成11年11月1日

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第8条の規定に基づき策定した守山市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の推進を図るため、守山市地球温暖化対策推進本部（以下「温暖化対策推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 温暖化対策推進本部は、本部会、幹事会、所属推進責任者および所属推進員により組織し、構成員は別表のとおりとする。

- 2 本部長は、温暖化対策推進本部を総括し、副本部長は、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるときは、または欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 幹事会の総括者は、所掌事務を総括し、副総括者は総括者を補佐するとともに、総括者に事故あるときは、または欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 所掌事務は、次のとおりとする。

区分	所掌事務
本部会	(1) 実行計画の進捗状況の評価に関すること。 (2) その他実行計画にかかる重要事項に関すること。
幹事会	(1) 実行計画にかかる問題点等の協議に関すること。 (2) 本部会との連絡調整に関すること。
所属推進責任者	各課および出先機関における取組状況の管理に関すること。
所属推進員	(1) 取組の点検記録に関すること。 (2) その他実行計画の推進に関すること。

(会議)

- 第4条 本部会の会議は、本部長が招集し、幹事会の会議は総括者が招集する。
- 2 会議の議長には、本部会においては本部長、幹事会においては総括者があたる。

(事務局)

第5条 温暖化対策推進本部の事務処理をするため、総務部総務課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

(省略)

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	構成員等	
本部会	(1) 本部長	副市長
	(2) 副本部長	教育長および総務部長
	(3) 本部員	政策監、総合政策部長、総合政策部危機管理局長、環境生活部長、環境生活部理事、健康福祉部長、健康福祉部理事、都市経済部長、都市経済部都市活性化局長、都市経済部都市活性化局理事、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長
幹事会	(1) 総括者	総務部長
	(2) 副総括者	総務部次長
	(3) 幹事	政策員、総合政策部次長、総合政策部危機管理局次長、総合政策部危機管理局次長（不当要求等担当）、環境生活部次長、健康福祉部次長（健康福祉政策課等担当およびすこやか生活課等担当）、こども家庭局次長（こどもの育ち連携推進室等担当）、都市経済部次長、都市経済部都市活性化局次長、上下水道事業所次長、会計管理者、議会事務局次長、教育委員会事務局教育部次長（教育総務課等担当ならびに学校教育課等担当）、農業委員会事務局長および監査委員事務局長
所属推進責任者	所属長	
所属推進員	所属長から推薦のあった者(出先機関については、所属長が自ら所属推進員となることを妨げない。)、保育園主幹保育士、こども園主幹保育教諭、小学校教頭、中学校教頭および幼稚園主幹教諭	